

令和 6 年 5 月 2 7 日
都市整備政策部居住支援課

マンション管理アドバイザー制度利用助成事業の開始について

1 主旨

令和 2 年 4 月に、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（以下、「都条例」という。）に基づく、マンション管理状況届出制度が開始され、区は特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき事務を行っている。

届出により管理不全の兆候があると判明したマンションについては、区からの助言、指導のほか専門家による訪問調査を行い、管理状況に応じたアドバイスや東京都マンション管理アドバイザー制度の案内等を実施しているが、費用負担等の課題があり同制度の活用が限られている状況である。

区では、分譲マンションの管理不全の予防や適正な管理をより一層推進するため、長期修繕計画の見直し案や修繕積立金の見直し案を作成するなど、きめ細かな支援が受けられる東京都マンション管理アドバイザー制度に係る利用料について一部上乗せ助成する。

2 事業概要

（1）助成対象（134 棟：令和 5 年度末現在）

区内にあるマンションのうち、次に掲げる項目をすべて満たす者

- ① 都条例で管理状況の届出が義務付けられており、届出を行っているマンション
- ② 上記届出から 5 年以内のマンション
- ③ 上記届出において、管理不全を予防するための必須項目のうち、いずれかが無い又は無いと回答したマンション

※管理不全を予防するための必須項目は、管理組合、管理規約、管理者、年 1 回以上の総会、管理費、修繕積立金又は計画的な修繕

（2）助成額

東京都マンション管理アドバイザー制度の C コース（支援編）C 1～9 に対して、別表（東京都が掲げる金額）に掲げる金額の半額を助成

※ 東京都は、一定条件により利用料の半額を助成（次頁参照）

（3）概算事業費

1,927 千円

※マンション 9 棟相当分

3 制度開始日

令和 6 年 6 月 1 日

4 今後の取組み

本事業の開始に伴い、区ホームページや全分譲マンションへ配布しているマンション通信、チラシ等により周知啓発を行い、本制度の利用促進を図る。

5 参考資料

東京都マンション管理アドバイザー制度パンフレット

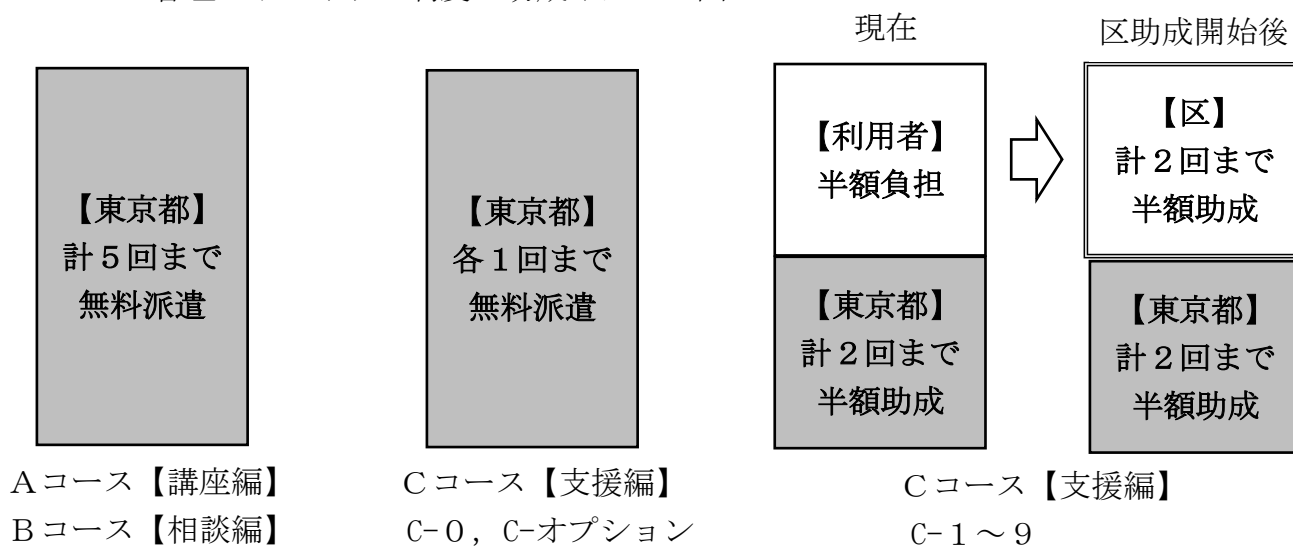
(別表)

東京都マンション管理アドバイザー制度

コース	金 額
C－1（管理組合の設立・実体化に向けた体制整備に関すること）	191,400 円
C－2（総会準備に向けた取組に関すること）	95,700 円
C－3（管理組合運営体制の整備に関すること）	214,500 円
C－4（管理規約の設定案又は改定案に関すること）	357,500 円
C－5（管理費の設定案及び見直し案に関すること）	95,700 円
C－6（修繕積立金の設定案に関すること）	95,700 円
C－7（長期修繕計画見直し案及び修繕積立金見直し案に関すること）	95,700 円
C－8（大規模修繕工事計画案に関すること）	191,400 円
C－9（会計処理体制の整備に関すること）	95,700 円

(参考)

マンション管理アドバイザー制度の助成イメージ図



～あなたのマンションに専門家が伺います～

マンションアドバイザーのご案内

管理

建替え
改修

耐震



東京都では、専門家が管理組合等に、マンションの良好な維持管理や建替え・改修に向けた情報提供・アドバイスを行う「マンション管理アドバイザー制度」、「マンション建替え・改修アドバイザー制度」を実施しています。

また、分譲マンションの耐震化を検討する管理組合等には、区市において専門家派遣の支援を実施しているほか、東京都においても相談窓口を設置しています。

マンションの管理や、建替え・改修、耐震化の検討に当たっては是非ご活用ください。



東京都

マンション管理アドバイザー制度

＜実施機関＞：公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター

＜対象者＞：管理組合、区分所有者の任意の団体（管理組合が組織されていない場合）、
区分所有者、賃貸マンションの所有者

【コース紹介】 マンション管理アドバイザー制度にはA、B、Cの3コースがあります。

■Aコース（講座編）

マンション管理の基本的なことについて、テキストを使いながらアドバイスします。

【料金表（派遣料・消費税込）】（1回当たり2時間。別途テキストをご用意ください。）

令和5年4月現在

コース名	業務内容	料金
A-1	マンションの管理のポイントの解説	16,500円
A-2	長期修繕計画標準様式・作成ガイドライン活用の手引きの解説	16,500円
A-3	管理委託の仕方	16,500円
A-4	計画修繕工事の進め方	16,500円
A-5	滞納管理費・修繕積立金督促の仕方	16,500円
A-6	管理組合の設立の仕方	16,500円

【テキストのご案内】（消費税込）

令和5年4月現在

コース名	テキスト名	発行元	テキスト代
A-1	マンションの管理のポイント	東京都	無料
A-2	長期修繕計画標準様式・作成ガイドライン活用の手引き	（公財）マンション管理センター	2,615円
A-3、4、6	マンション管理の知識	同上	3,850円
A-5	管理費等の徴収及び初期滞納対応マニュアル	同上	2,090円

- ・A-1コースで使用するテキストは、東京都防災・建築まちづくりセンターホームページ（<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/kanri-adviser>）からダウンロードできます。
また、テキストを郵送することも可能ですので、ご相談ください（送料は申込者負担）。
- ・A-2、A-5コースで使用するテキストは、（公財）マンション管理センターホームページ（https://www.mankan.or.jp/05_book/book_01.html）から購入できます。
- ・A-3、4、6コースで使用するテキストは、一般の書店でご購入できます。

■Bコース（相談編）

事前に資料などを提供していただいた上で、個別具体的な相談内容に対してアドバイスします。

【料金表（派遣料・消費税込）】（1回当たり2時間）

令和5年4月現在

コース名	業務内容	料金
B-1	管理組合の設立、運営、管理規約等に関すること	25,300円
B-2	管理費、修繕積立金等の財務に関すること	25,300円
B-3	管理委託契約の契約等に関すること	25,300円
B-4	修繕計画の作成や修繕積立金等の設定に関すること	25,300円

B-5①	修繕工事検討段階での相談に関すること (建物・設備等の劣化状況の調査・診断、修繕工事の検討組織、修繕工事の方式等)	25,300円
B-5②	修繕工事準備段階での相談に関すること (修繕工事の内容、業者選定の仕方、合意形成等)	25,300円
B-6	その他マンションの維持管理に関すること	25,300円
B-7	マンションへの電気自動車等用の充電設備設置に関すること (充電設備及び太陽光パネルの設置に関すること、利用料の徴収方法、管理規約等の改正に係る合意形成等)	25,300円
B-8①	マンションの共用部の省エネルギー化等に関する相談、調査、助言等に関すること (建築及び電気のアドバイザー2名による現地調査、省エネルギー化等に関するアドバイス等)	50,600円
B-8②	マンションの共用部の省エネルギー化等に関する提案書の作成、助言等に関すること (B-8①の結果を基に、建築及び電気のアドバイザー2名による提案書の作成、具体的な省エネルギー化等に関するアドバイス等)	50,600円

(注意事項)

1. 東京都防災・建築まちづくりセンター及び管理アドバイザーは、管理組合や区分所有者間等の紛争の解決や権利調整については関知しません。
2. 管理規約の作成・長期修繕計画書の作成・劣化診断調査は、業務内容には含みません。
3. 相談内容に応じて、お借りすることが想定される資料は以下のとおりです。資料は使用後にご返却いたします。管理規約、使用規則（細則）、管理委託契約書、管理費等（修繕積立金を含む。）会計関係資料、総会及び理事会議事録、長期修繕計画書、修繕工事履歴書、その他管理アドバイザーが必要と認めた資料
4. B-8②コースの派遣については、まちづくりセンター（新宿区西新宿）での開催、又はオンラインでの開催のいずれかになります。

■Cコース（支援編）

管理アドバイザーが、マンションの管理不全予防・改善の取組を支援するため、長期修繕計画の見直し案や修繕積立金の見直し案を作成するなど、きめ細かな支援業務を行います。

【料金表（派遣料・消費税込）】

令和5年4月現在

コース名	業務内容	料金	おおよその提案に要する期間 ^{注1}
C-0	状況確認・課題整理、コース案内	25,300円 (1回2時間)	—
C-1	管理組合の設立・実体化に向けた体制整備に関すること	191,400円	6か月程度
C-2	総会準備に向けた取組に関すること	95,700円	2～4か月程度
C-3	管理組合運営体制の整備に関すること	214,500円	4か月程度
C-4	管理規約の設定案又は改定案に関すること	357,500円	5か月程度
C-5	管理費の設定案及び見直し案に関すること	95,700円	4か月程度
C-6	修繕積立金の設定案に関すること	95,700円	4か月程度
C-7	長期修繕計画見直し案及び修繕積立金見直し案に関すること	95,700円	2か月程度
C-8	大規模修繕工事計画案に関すること	191,400円	3か月程度
C-9	会計処理体制の整備に関すること	95,700円	1～3か月程度
C-オプション	総会立会等 ^{注2}	25,300円 (1回2時間)	—

注1 「おおよその提案に要する期間」とは見直し案等を作成し、管理組合等に提示するまでの目安となる期間をいいます。

注2 「総会の立会等」とは総会に出席し、必要に応じて該当する議案の質疑応答等を行うもので、採択に関与するものではありません。

マンション建替え・改修アドバイザー制度

<実施機関>：公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター

<対象者>：管理組合、区分所有者の任意の団体（管理組合が組織されていない場合）、
区分所有者（Aコースのみ）、賃貸マンションの所有者

◎このようなときには、マンション建替え・改修アドバイザー制度をご利用ください！

建替えて管理組合は
何をすればいいの？

マンション敷地売却制度って何？



改修するにはどんなこと
を検討すればいいの？

合意形成って
どうやって進めればいいの？

本制度をご利用後は、管理組合の皆様が主体となって、より詳細な検討のうえ合意形成を進め、建替えか改修か等を決定することが重要です。

【コース紹介】 マンション建替え・改修アドバイザー制度にはAコースとBコースがあります。

■Aコース（入門編）

建替えか改修かの検討を進めていくために必要な法律、税制、公的な支援等についてアドバイスします。

【料金表（派遣料・消費税込）】（1回当たり2時間※1。別途テキスト※2をご用意ください。） 令和5年4月現在

コース名	業務内容	料金
A-1	建替え入門 (マンションの建替え等の円滑化に関する法律、税制、公的な支援等の説明)	16,500円
A-2	老朽度判定・建替えと修繕の費用対効果の説明 (マンションの建替えか修繕かの判断をするためのマニュアルの説明) ・事前に「管理組合における簡易判定」（国土交通省「マンションの建替えか修繕かを判断するためのマニュアル」P7,8）に確認結果をご記入いただき、申込書と一緒に東京都防災・建築まちづくりセンターへ送付してください。	16,500円
A-3	合意形成の進め方 (マンションの建替えに向けた合意形成に関するマニュアルの説明)	16,500円
A-4	改修によるマンション再生 (改修によるマンションの再生手法に関するマニュアルの説明)	16,500円
Aオプション	マンション敷地売却制度の説明 (マンション敷地売却制度の仕組みや公的な支援等の説明) ・Aコースのご利用と合わせて、説明を受けられるコースです。	8,800円

※1 Aオプションコースは1回当たり1時間です。

※2 テキストは各コースとも東京都防災・建築まちづくりセンターホームページ（<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/kanri-adviser>）からダウンロードできます。または、コピーを実費にてお渡しすることも可能ですので、ご相談ください（送料は申込者負担）。

■Bコース（検討書作成）

建替えか改修かの比較検討ができるように、マンションの現況や法規制に関する確認を行い、検討書（簡易な平面図や立面図、費用概算表等理解の参考となる資料）を作成して説明します。

検討書の作成には、原則として竣工図面、確認申請図書の副本が必要となります。資料が調わない場合はご相談ください。

【料金表（派遣料・消費税込）】

令和5年4月現在

コース名		検討書の内容						料金
		既存建物不適格のチェック※1	建替え計画案※2	総合設計制度※3建替え計画案又は、マンション建替法容積率許可制度※4建替え計画案	周辺敷地を含めた共同化による建替え計画案（調査範囲は敷地の1.5倍程度）	改修計画案（現地調査の結果、共用部分）	改修計画案（現地調査の結果、共用部分）資料不足時※5	
B-1 （建替え・改修）	①	○	○	○	—	○	—	366,300円
	②	○	○	—	—	○	—	302,500円
	③	○	○	○	—	—	○	411,400円
	④	○	○	—	—	—	○	347,600円
	⑤	○	○	—	○	○	—	543,400円
	⑥	○	○	—	○	—	○	588,500円
B-2 （建替え）	①	○	○	○	—	—	—	278,300円
	②	○	○	—	—	—	—	214,500円
	③	○	○	—	○	—	—	455,400円
B-3 （改修）	①	—	—	—	—	○	—	97,900円
	②	—	—	—	—	—	○	143,000円
B-0		B-1～B-3コースをご利用前に、アドバイザーが都市計画、建築規制、接道状況を確認します。適切な検討書作成コースをご案内するとともに、今後の再生方法について2時間の相談ができるコースです。						25,300円
Bオプション		Bコースご利用後に、建替え又は改修の検討をさらに進めるために、当該マンションの現況を把握しているアドバイザーに引き続きご相談できます。専門家と建替え若しくは改修事業の契約をするまでの橋渡しとして2時間の相談ができるコースです。						25,300円

※1 法改正により、現行の法律に適合しなくなった建物の建蔽率・容積率・日影規制等をチェックします。

※2 計画概要表、配置図兼平面図、立面図、日影図、事業費用概算表等を作成します。

※3 市街地の環境に配慮しつつ、土地を有効利用するため、一定規模以上の敷地と一定の公開空地を計画したものに對し、特定行政庁の許可により、容積率・高さの制限等について一定の範囲で緩和される制度です。

※4 除却の必要性に係る認定を受けたマンションの建替えにより新たに建設されるマンションで、一定の敷地面積を有し、市街地環境の整備・改善に資するものについて、特定行政庁の許可により容積率が一定の範囲で緩和される制度です。

※5 改修を含むコースをお申し込みの場合は、竣工図面、確認申請図書の副本に加えて、長期修繕計画書、修繕工事履歴書もご用意ください。資料が調わない場合は料金が変わることがあります。詳しくはお問い合わせください。

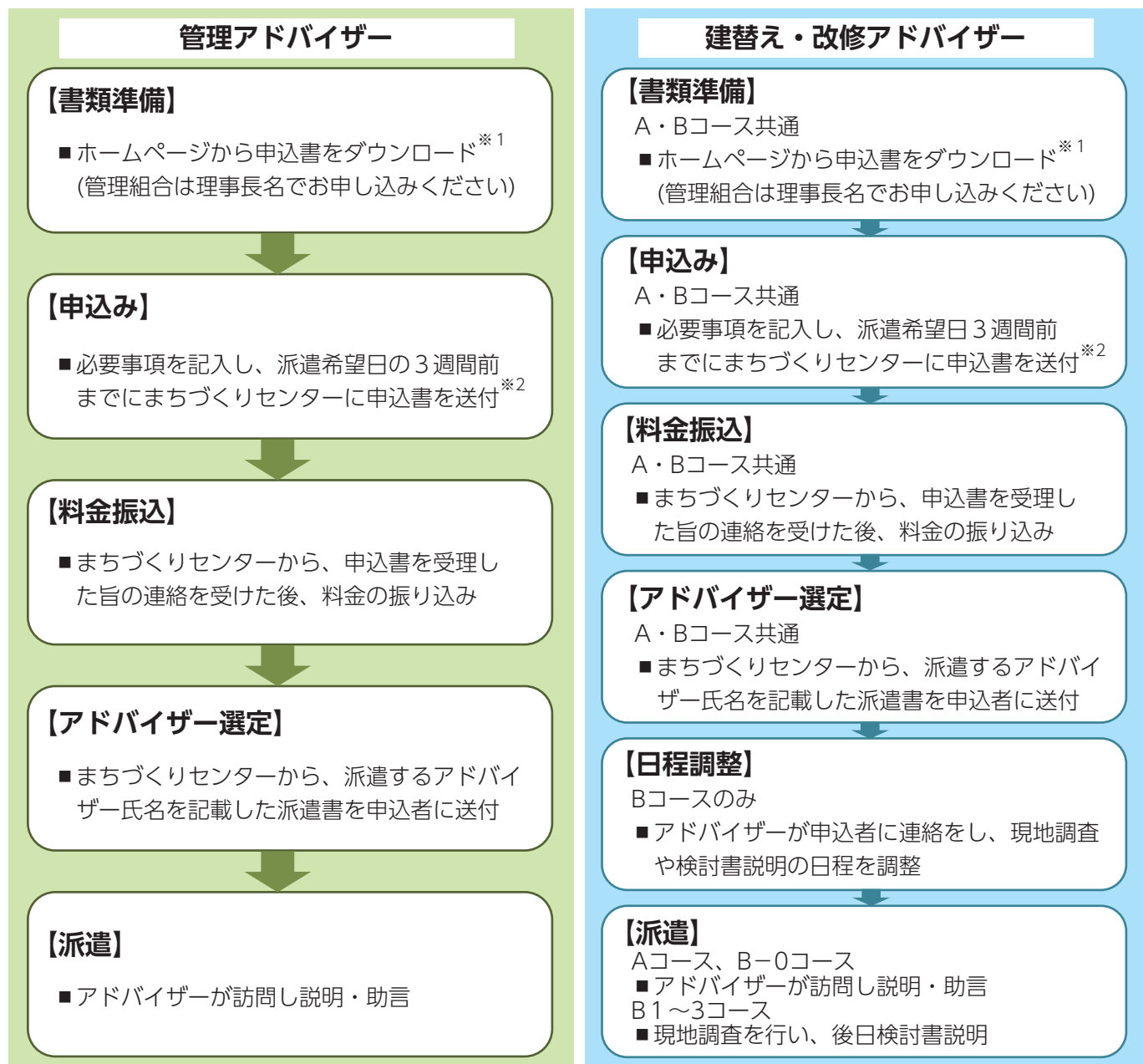
（注意事項）

1. コースには耐震診断は含まれておりません。
2. 団地型（複数棟建っている場合）は、別料金となる場合がありますのでご相談ください。
3. 資料を受領した日からおおむね3か月以内にアドバイスをを行います。
4. 申込後のコース変更は原則不可ですが、B-1及びB-2について、総合設計制度又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく容積率の緩和制度の活用ができないと判断した場合は、コース変更を行います。その場合、管理組合等が納入した派遣料と変更後の派遣料の差額から振込手数料を差し引き、業務完了後にセンターから管理組合等に返還します。

アドバイザー派遣の流れ

管理、建替え・改修アドバイザーの派遣の流れは、それぞれ以下のとおりです。

なお、本制度利用料金に対し、助成を行っている区市があります（次頁参照）。助成を受けるに当たっては、あらかじめ区市に相談が必要な場合がありますので、お申し込みされる前に区市担当窓口にご確認ください。



※1 「申込書」のダウンロード

東京都防災・建築まちづくりセンターホームページ（<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/kanri-adviser>）

※2 「申込書」は郵送で受け付けています。※提出前にご連絡ください。

メール又はFAXでお送りいただいた場合でも、押印書類についてはご郵送が必要です。

【管理、建替え・改修アドバイザーに関する問合せ、申込み先】

〒160-8353 新宿区西新宿7-7-30 小田急西新宿 O-PLACE 2F
 （公財）東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課
 TEL：03-5989-1453 FAX：03-5989-1548
 メールアドレス：suishinka@tokyo-machidukuri.jp



管理、建替え・改修アドバイザー制度に対する区市の助成制度一覧

9

令和5年4月現在

区市名	対象者	管理			建替・改修		助成内容※	担当窓口
		A コース	B コース	C コース	A コース	B コース		
中央区	・管理組合	○	○		○	○	全額助成	一般財団法人中央区都市整備公社 まちづくり支援第一課 03-3561-5191
	・管理組合（築30年以上）							
文京区	・管理組合	○	○		○	○	【管理】 全額助成（消費税除く。） （管理B-8①②は助成対象外） 【建替・改修】 全額助成（消費税除く。） （B オプションは助成対象外）	住環境課 管理担当 03-5803-1374
	・管理組合 （昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたマンション）							
台東区	・管理組合（築30年以上）					○	全額助成 【建替・改修】B-1 及び B-2 のみ対象。 ※令和5年度に限り、B-1②・④ 及び B-2①・②のみ対象	住宅課 マンション施策担当 03-5246-9028
	・賃貸マンションを所有 する個人（築30年以上）							
墨田区	・管理組合	○	○		○	○	【管理】全額助成 【建替・改修】A：全額助成 B：2/3 助成	住宅課 計画担当 03-5608-6215
	・管理組合 （おおむね築30年以上）							
江東区	・管理組合	○	○		○	○	全額助成 （管理B-8①②は助成対象外）	住宅課 住宅指導係 03-3647-9473
	・賃貸マンション所有者							
品川区	・管理組合				○	○	全額助成 （建替え・改修B-0は助成対象外）	住宅課 住宅運営担当 03-5742-6776
	・管理組合（築30年以上）							
豊島区	・管理組合				○		2/3 助成（消費税除く。） （A オプションは助成対象外）	住宅課 マンショングループ 03-3981-1385
	・区分所有者							
練馬区	管理組合 （管理組合設立準備団体を含む。）	○	○		○		全額助成 （管理B-8①②は助成対象外）	住宅課 管理係 03-5984-1289
葛飾区	・管理組合		○		○		【管理】1/2 助成 【建替・改修】1/2 助成 （A オプションは助成対象外）	住環境整備課 企画管理係 03-5654-8352
	・区分所有者							
江戸川区	・管理組合	○	○		○		2/3 助成（消費税除く。） （管理B-8①②は助成対象外）	建築指導課 耐震化促進係 03-5662-6389
	・理事長の委任状のある 区分所有者							
武蔵野市	・管理組合 （管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で市長が認めたもの）				○	○	A：全額助成 B：2/3 助成 （限度額36万円）	住宅対策課 0422-60-1976
	・管理組合 （築30年以上、管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で市長が認めたもの）							
三鷹市	・管理組合	○	○		○	○	【管理】 全額助成（助成限度回数は同一 マンションに2回／年度） （管理B-8①②は助成対象外） 【建替・改修】 A：全額助成（助成限度回数は 同一マンションに2回／年度） B：2/3 助成（助成限度回数は 同一マンションに1回／年度）	都市計画課 住宅政策係 0422-29-9704
	・区分所有者で構成する 任意の団体							
府中市	・管理組合	○	○				全額助成 （管理B-8①②は助成対象外）	住宅課 支援係 042-335-4458
	（管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で市長が認めたもの）							
調布市	・管理組合		○				全額助成 （管理B-8①②は助成対象外）	住宅課 住宅支援係 042-481-7545
	（管理組合が組織されていない場合は、区分所有者全員の同意により選任された代表者）							
多摩市	・管理組合				○	○	A：全額助成 （A オプションは助成対象外） B：2/3 助成（限度額100万円） （建替え・改修B-0と B オプションは助成対象外）	都市計画課 住宅担当 042-338-6817
	（管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で市長が認めたもの）							

※上記区市における助成対象はアドバイザー派遣料であり、テキスト・資料代等は対象外です。
上記の他に、独自にアドバイザー等を派遣する制度を設けている区市もあります。詳細は各区市にお問い合わせください。

《区市による耐震アドバイザー派遣支援》

耐震化に関する相談を希望する旧耐震基準の分譲マンションの管理組合等に、区市が耐震アドバイザー派遣の支援を実施しています。支援内容は区市によって異なりますので、下記担当窓口にお問い合わせください。

下記一覧に担当窓口の記載がない場合は、ページ下段の「東京都の耐震化総合相談窓口」にてご相談にお応えします。

担当窓口一覧

令和5年4月現在

区市名	担当窓口	
千代田区	建築指導課	03-5211-4310
中央区	建築課	03-3546-5459
港区	建築課	03-3578-2111
新宿区	防災都市づくり課	03-5273-3829
文京区	地域整備課	03-5803-1846
台東区	住宅課	03-5246-9028
墨田区	不燃・耐震促進課	03-5608-6269
江東区	安全都市づくり課	03-3647-9764
品川区	建築課	03-5742-6634
目黒区	建築課	03-5722-9490
大田区	防災まちづくり課	03-5744-1349
世田谷区	防災街づくり課	03-6432-7177
渋谷区	木密・耐震整備課	03-3463-2647
杉並区	市街地整備課	03-3312-2111
豊島区	住宅課	03-3981-1385

区市名	担当窓口	
北区	建築課	03-3908-1240
荒川区	住まい街づくり課	03-3802-4303
板橋区	建築安全課	03-3579-2554
練馬区	防災まちづくり課	03-5984-1938
葛飾区	建築課	03-5654-8552
江戸川区	建築指導課	03-5662-6389
八王子市	住宅政策課	042-620-7260
武蔵野市	住宅対策課	0422-60-1976
府中市	住宅課	042-335-4173
調布市	住宅課	042-481-7545
町田市	住宅課	042-724-4269
日野市	都市計画課	042-514-8371
狛江市	まちづくり推進課	03-3430-1359
多摩市	都市計画課	042-338-6817
西東京市	住宅課	042-438-4052

《耐震化に関する一般的な相談》

東京都の耐震化総合相談窓口（相談料無料）

電話相談、来所にて専門家が無料で相談をお受けします。混雑することもありますので、できるだけ事前に電話にて予約の上、ご来所ください。

TEL：03-5989-1470

FAX：03-5989-1548

メールアドレス：taishin@tokyo-machidukuri.jp

相談日：月～金（祝日、年末年始休業）

相談時間：9時～17時、水曜日は19時（受付は18時まで）

所在地：新宿区西新宿7-7-30 小田急西新宿O-PLACE 2F



マンションの管理や再生に役立つ情報を掲載しています。

東京都マンションポータルサイト

検索



マンションアドバイザーのご案内

令和5年8月発行

登録番号 (5) 11

編集・発行 東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03-5320-4913

印刷 有限会社雄久社
東京都世田谷区世田谷1-24-7
電話 03-5451-7030



Cコース 支援編 のご案内

マンション管理アドバイザー制度に、Cコース（支援編）が新設されました。
管理アドバイザーが、マンションの管理不全予防・改善の取組を支援するため、
長期修繕計画の見直し案や修繕積立金の見直し案を作成するなど、きめ細かな
支援業務を行います。
マンション管理について見直しなどをご検討中の皆様、是非ご活用ください。



Cコース 支援編 一覧

コース名	業務内容 (各コースの具体的な内容はお問い合わせください。)	派遣料	おおよその注1 提案に要する期間
C-0	状況確認・課題整理、コース案内	25,300 円 (1 回 2 時間)	—
C-1	管理組合の設立・実体化に向けた体制整備に関すること	191,400 円	6 か月程度
C-2	総会準備に向けた取組に関すること	95,700 円	2 ～ 4 か月程度
C-3	管理組合運営体制の整備に関すること	214,500 円	4 か月程度
C-4	管理規約の設定案又は改定案に関すること	357,500 円	5 か月程度
C-5	管理費の設定案及び見直し案に関すること	95,700 円	4 か月程度
C-6	修繕積立金の設定案に関すること	95,700 円	4 か月程度
C-7	長期修繕計画見直し案及び修繕積立金見直し案に関すること	95,700 円	2 か月程度
C-8	大規模修繕工事計画案に関すること	191,400 円	3 か月程度
C-9	会計処理体制の整備に関すること	95,700 円	1 ～ 3 か月程度
C-オプション	総会立会等 注2	25,300 円 (1 回 2 時間)	—

注1 「おおよその提案に要する期間」とは見直し案等を作成し、管理組合等に提示するまでの目安となる期間をいいます。

注2 「総会立会等」とは総会に出席し、必要に応じて該当する議案の質疑応答等を行うもので、採択に関与するものではありません。

一定条件により、都が派遣料の一部を助成します。

詳細は裏面をご覧ください。

●お申込みの詳細についてはこちら



公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課

☐ <https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/kanri-adviser>

✉ suishinka@tokyo-machidukuri.jp

☎03-5989-1453



東京都住宅政策本部

以下の条件を満たす場合、都が派遣料の一部を助成します！

12

以下の項目にすべて該当する必要があります。

✓ 都マンション管理条例に基づく要届出マンション※である

※「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」で管理状況の届出が義務付けられている、昭和58(1983)年12月31日以前に新築された分譲マンションで、居住の用に供する独立部分が6戸以上のもの

✓ 届出を行っている

✓ 管理不全の兆候があるマンション※である

※管理不全を予防するための必須事項(管理組合・管理者等・管理規約・総会開催・管理費・修繕積立金・修繕の計画的な実施)の内、いずれかが無いと回答したマンション



都の助成を受ける場合のコースの選び方と派遣料の計算方法

上記条件を全て満たすと…

C-0及びC-オプション

各1回まで派遣料が**無料**

C-1からC-9コース

合計2回まで派遣料が**半額**

コース選択に迷ったら…

まずは無料のC-0コースで課題の整理をお試しく下さい。その後、希望に応じて課題に合わせたコースをご案内いたします。



利用例



お願いしたいけど、どのコースを申し込めばいいの？
いくらになるの？

まずはC-0で課題を整理。
長期修繕計画の見直しが必要なのでC-7を選択し、総会準備としてC-2を利用しましょう。
総会立会もご希望の場合、C-オプションの利用で、下記の派遣料となります。



C-0コース	C-2コース	C-7コース	C-オプション
25,300円 → 無料	95,700円 → 半額	95,700円 → 半額	25,300円 → 無料

派遣料計：242,000円のところ、
管理組合のご負担額は

95,700円

派遣料の助成対象かどうかの確認等、**表面の問合せ先**にご相談ください！

マンションアドバイザー 無料派遣のご案内

「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」が平成 31（2019）年 3 月に制定され、令和 2（2020）年 4 月より条例に基づく管理状況届出制度が始まりました。

昭和 58（1983）年 12 月 31 日以前に新築された分譲マンションのうち、6 戸以上のものは「要届出マンション」として、管理状況の届出が義務付けられました。

届出が受理された管理組合は、その管理状況に応じて、管理や建替え・改修について、**マンション管理士などの専門家による**講義や個別具体的な相談に対する**アドバイスを無料**で受けることができます。※

届出内容をもとに、今一度マンションの管理や建替え・改修について考えていきませんか。



利用できるコースの内容は裏面をご覧ください！

※ 無料派遣の回数について

■ 届出が受理された要届出マンション

1 回まで無料

■ 届出が受理されたマンションのうち、 管理不全の兆候があるマンション

5 回まで無料

要届出マンション以外のマンションで、管理不全の兆候のないマンションは無料派遣の対象外となりますのでご了承ください。



お申込みや詳細についてはこちら

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課

 **03-5989-1453**

H P <https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/kanri-adviser/muryo.html>

メール suishinka@tokyo-machidukuri.jp



東京都住宅政策本部

マンション管理アドバイザー

マンション管理の基本的な内容に関する解説を行う講座編と、個別具体的な相談にアドバイスする相談編があります。

【講座編】 ※有料のテキストが必要となるものもあります。

コース名	業務内容
A-1	マンションの管理のポイントの解説
A-2	長期修繕計画標準様式・作成ガイドライン活用の手引きの解説
A-3	管理委託の仕方
A-4	計画修繕工事の進め方
A-5	滞納管理費・修繕積立金督促の仕方
A-6	管理組合の設立の仕方



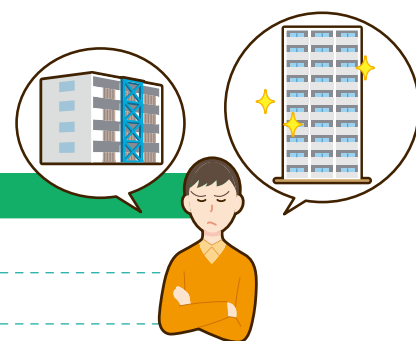
【相談編】

コース名	業務内容
B-1	管理組合の設立、運営、管理規約等に関すること
B-2	管理費、修繕積立金等の財務に関すること
B-3	管理委託契約の契約等に関すること
B-4	修繕計画の作成や修繕積立金等の設定に関すること
B-5①	建物・設備等の劣化診断等、修繕工事検討段階の相談に関すること
B-5②	修繕工事の内容や業者選定等、修繕工事準備段階の相談に関すること
B-6	その他マンションの維持管理に関すること

建替え・改修アドバイザー

マンションの建替えか改修かの検討を進めていくために必要な法律、税制、公的な支援等についてアドバイスを行います。

コース名	業務内容
A-1	建替え入門
A-2	老朽度判定・建替えと修繕の費用対効果の説明
A-3	合意形成の進め方
A-4	改修によるマンション再生



どのコースを選べばよいのか等、お気軽にご相談ください！

派遣の流れ

申込書に必要事項を記載の上、東京都防災・建築まちづくりセンターに直接お申込みください。申込み後、1、2週間程度で派遣されるアドバイザーより日程調整の御連絡をします。